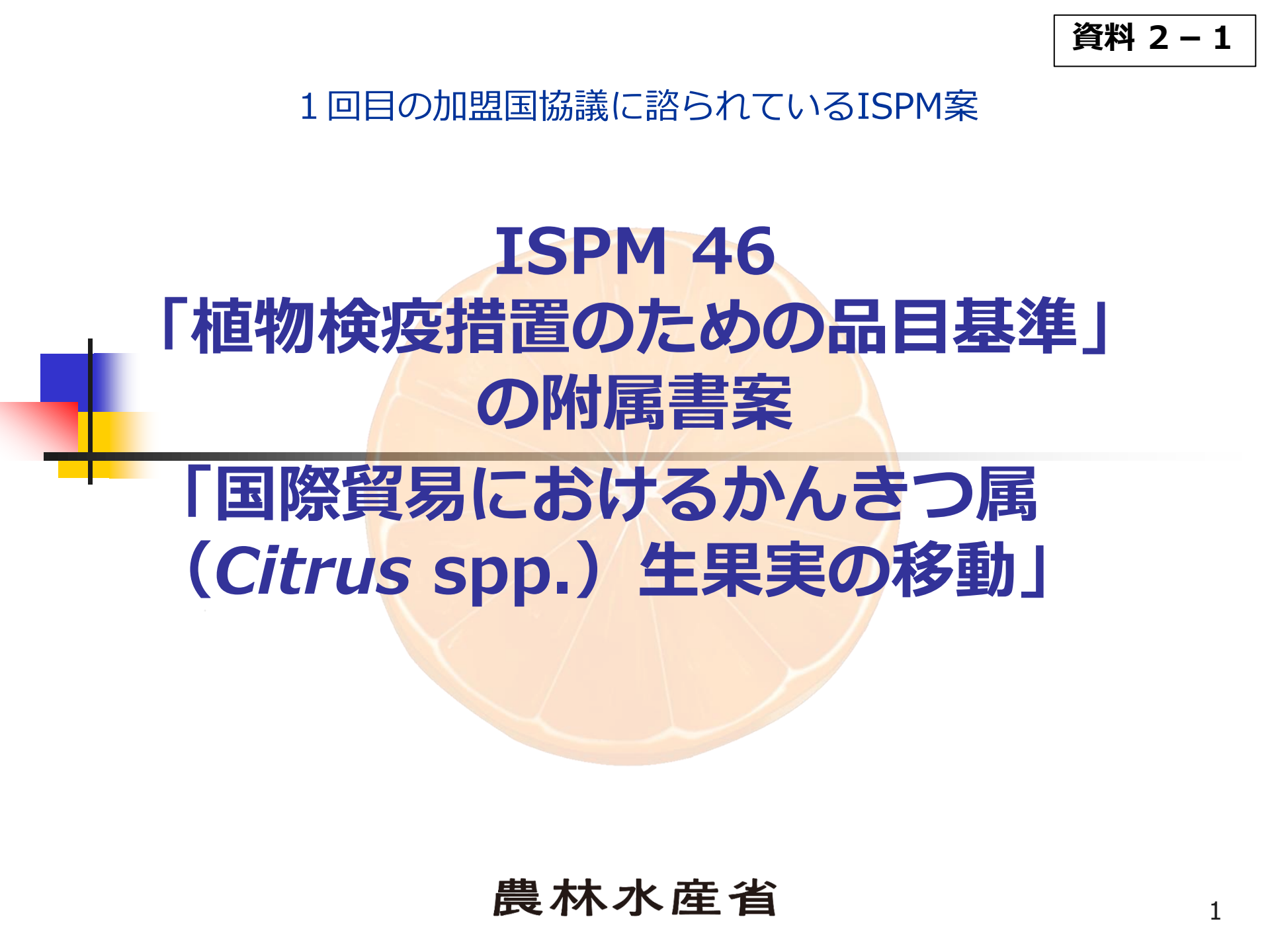
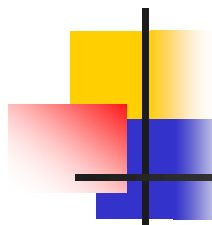


1 回目の加盟国協議に諮られているISPM案



ISPM 46 「植物検疫措置のための品目基準」 の附属書案

「国際貿易におけるかんきつ属 (*Citrus* spp.) 生果実の移動」



ISPM 46 植物検疫措置のための品目基準

ISPM 46 本体の目的

- 品目基準の作成及び利用に関するガイダンスを提供する。
- 本基準の附属書として作成される個別品目基準は、植物検疫輸入要件の策定を支援し、安全な貿易を促進する。

【本体】品目基準のコンセプト

- 品目基準の原則、対象、目的
- 有害動植物の掲載基準
- 検疫措置の掲載基準
- 措置の信頼性
- 見直し

+

【附属書】個別品目基準

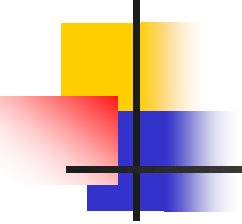
附属書 1：マンゴウ生果実の基準

附属書 2：さといも生塊茎の基準
附属書 3：バナナ生果実の基準

2 回目
協議

かんきつ属生果実の基準
いんげんまめ種子の基準
りんご生果実の基準

1 回目
協議



検討の経緯

- 2024年4月 IPPC総会（CPM-18）でトピックに追加
- 2024年12月 品目基準に関する技術パネル（TPCS）が附属書案を作成
- 2025年6月～2026年1月 TPCSが修正し、基準委員会（SC）に提出
- 2026年5月 SCが修正し1回目加盟国協議に諮ることを承認
- 2026年7月～9月 1回目加盟国協議

対象品目と用途

対象範囲

- ・ すべてのかんきつ属 (*Citrus* spp.)
- ・ ただし、葉は付いていないが、萼、果柄の一部が付いている場合には適用される。

用途

- ・ 国際貿易用に生産されたもの
- ・ 消費または加工用
- ・ 加工済みの生果実には適用しない (例：缶詰、カット、乾燥、冷凍、皮むき)





かんきつ属に関連する有害動植物

表 1：かんきつ属に関連する有害動植物一覧

ダニ	11種	ガ	22種
双翅目		アザミウマ	9 種
- ミバエ	59種	クロミスタ	5 種
- その他の双翅目	1 種	菌類	11種
半翅目		細菌	2 種
- アブラムシ	1 種	ウイルス	1 種
- コナカイガラムシ	16種		
- マルカイガラムシ類	31種		
- コナジラミ	7 種		
- その他の半翅目	2 種		

- 掲載有害動植物は、かんきつ属に関連することが知られ、少なくとも 1 つ以上のIPPC 締約国によって規制されている。
- 当該リストは全てを網羅しているわけではなく、また、当該有害動植物に対する規制を技術的に正当化するものではない。
- 掲載種を規制対象とするかは、輸入国が病虫害リスクアナリシスにより決定すべき。



植物検疫措置の選択肢（1 / 9）

- 輸入国のNPPOは、列挙された選択肢を植物検疫措置として選択する前に、その有効性を判断すべきである。また、NPPOは、ある有害動植物に対する措置が、他の有害動植物の病虫害リスクを効果的に管理できるかどうかを検討すべきである。さらに、これらの選択肢を植物検疫措置として適用する際、NPPOは、その適用を成功させるための手順についても検討すべきである。
- 可能な限り、臭化メチルくん蒸に代わる有効で環境への影響がより少ない代替手段を、選択すべきである。
- 本基準で述べられている植物検疫措置は、単独で利用した場合に有効なものもあれば、他の措置と組み合わせて使用した場合に有効になるものもある。



植物検疫措置の選択肢（2 / 9）

表 2：植物検疫措置の一般的な選択肢

植物検疫措置の選択肢	参考
有害動植物無発生地域（PFA）	ISPM 4,26
有害動植物無発生生産地(PFPP)及び 有害動植物無発生生産用地（PFPS）	ISPM 10
有害動植物低密度発生地域(ALPP)	ISPM 22
システムズアプローチ（SA）	ISPM 14, 35
植物検疫処理	ISPM 28
検査	ISPM 23, 31, 48
検定及び有害動植物の同定	ISPM 27
植物検疫証明	ISPM 7, 12

- 有害動植物無発生地域 (pest free area): 特定の有害動植物が存在しないことが科学的証拠によって証明され、この状態が公的に維持されている地域
- 有害動植物無発生生産地 (pest free place of production): (同上) この状態が一定期間公的に維持されている生産地（単一の生産若しくは農作の単位として運営される所有地又はほ場の集まり）
- 有害動植物無発生生産用地 (pest free production site) : (同上) この状態が一定期間公的に維持されている生産用地（生産地の特定の部分であり、植物検疫上の目的で独立した単位として管理されるもの）
- 有害動植物低密度発生地域 (area of low pest prevalence): 特定の有害動植物が低い水準で存在し、かつ、効果的なサーベイランス又は防除措置が適用されていることを権限のある当局により定義されている地域



植物検疫措置の選択肢（3 / 9）

表 3：かんきつ属に関連する有害動植物種（表 1）に応じた措置の選択肢
（表 3 から一部抜粋）

有害動植物	措置の選択肢
<i>Bactrocera dorsalis</i> （ミカンコミバエ）	低温処理 3, 5, 10, 19 放射線処理 4, 5 PFA、PFPP、PFPS、SA 2、蒸熱処理 1
<i>Dysmicoccus brevipes</i> （パイナップルコナカイガラムシ）	輸出検査
<i>Thaumatotibia leucotreta</i> （フォールスコドリグモス、 通称：ニセコドリंगा）	低温処理 2, 39, 40 輸出検査、カット果実の検査 放射線処理 8、SA 6 PFA、PFPP、PFPPと輸出検査 等
<i>Scirtothrips citri</i> （カリフォルニアミカンアザミウマ）	輸出検査
<i>Xanthomonas citri</i> pv. <i>aurantifolii</i> （カンキツかいよう病）	PFA、PFPP、PFPS、SA 8



植物検疫措置の選択肢（4 / 9）

表 4：化学処理（CHEMT）の選択肢

措置番号 (対象有害動植物)	個別措置	最低暴露 時間（分）	参考文献
CHEMT 1 (カンキツかいよう病菌 等)	塩素 (pH 6.0～7.5で200ppm)	2	SAG（発行年不明）
CHEMT 2 (カンキツかいよう病菌 等)	オルトフェニフェネートナトリウム四水和物（pH 11.7～12で最大 2 %）	1	SAG（発行年不明）



植物検疫措置の選択肢（5 / 9）

表5：特定のかんきつ属に対する低温処理（CT）の選択肢

措置番号 (対象有害動植物)	種類	温度（℃）	期間 (日)	参考文献
CT 1 (チチュウカイミバエ 等)	<i>C. limon</i> <i>C. paradisi</i> <i>C. sinensis</i>	-0.6±0.6 ℃以下	24	APQA（2022a）
CT 4 (カリブミバエ 等)	<i>C. paradisi</i> <i>C. reticulata</i> <i>C. sinensis</i>	0.6 0.8 1.1 1.4 1.7	14 16 17 19 20	APQA（2023a）
CT23 (チチュウカイミバエ 等)	<i>C. sinensis</i>	2 ℃以下 3 ℃以下	16、18 20	ISPM 28 附属書（PT） 24
CT40 (ニセコドリングア 等)	<i>C. sinensis</i>	-0.2 ℃以下 1.0 ℃以下	16 19	ISPM 28 PT 46

※太字で示した選択肢はISPM 28の附属書として採択された植物検疫措置。
※NPPOはISPM 42（植物検疫措置としての温度処理の利用の要件）も参照すべきである。



植物検疫措置の選択肢（6 / 9）

表 6：すべてのかんきつ属に適用可能な放射線処理（IRDN）の選択肢
（表 6 から一部抜粋）

措置番号	最小吸収線量	参考文献
IRDN 1	70	PT 39（ <i>Anastrepha</i> 属に対する放射線照射処理）
IRDN 2	72または85	PT 42（ <i>Zeugodacus tau</i> に対する放射線照射処理）
IRDN 3	100	PT 4（ <i>Bactrocera jarvisi</i> に対する放射線照射処理） PT 5（ <i>Bactrocera tryoni</i> に対する放射線照射処理） PT 14（ <i>Ceratitis capitata</i> に対する放射線照射処理）
IRDN 4	116	PT 33（ <i>Bactrocera dorsalis</i> に対する放射線照射処理）
IRDN 7	231	PT 19（ <i>Dysmicoccus neobrevipes</i> 等に対する放射線照射処理）
IRDN 8	250	PT 40（果実上のハマキガ科に対する放射線照射処理）

※太字で示した選択肢はISPM 28の附属書として採択された植物検疫措置。



植物検疫措置の選択肢（7 / 9）

表 7：臭化メチル（MB）くん蒸の選択肢

措置番号 (対象有害動植物)	最低温度 (℃)	最低投与量 (g/m ³)	最小時間 (時間)	参考文献
MB 1 (チチュウカイミバエ 等)	21.1	32	3.5	SAG（発行年不明）
MB 2 (<i>Brevipalpus chilensis</i> 等)	26.7 21.1-26.1 15.6-20.6 10-15	24 32 40 48	2.0 2.0 2.0 2.0	SAG（発行年不明）



植物検疫措置の選択肢（8 / 9）

表8：システムズアプローチ（SA）の選択肢 （表 8 から一部抜粋）

措置番号 (対象有害動植物)	個別措置	参考文献
SA1 (チャノヒメハダニ 等)	・ 収穫前の防除措置 有害動植物の抑圧 - 病害虫防除プログラム； - 特定の農薬処理の実施；及び - 収穫時の寄生果除去) - 有害動植物の侵入防止 - 果実の袋がけ ・ 収穫後の防除措置 - 処理	MPI（2021）
SA 4 (ミカンキジラミ 等)	収穫前の防除措置 - 圃場でのモニタリング及び防除 収穫後の防除措置 - こん包前の洗浄、ブラッシング、ワックスがけ - こん包施設及び輸出集荷施設 設におけるトラップの設置	Plant Biosecurity (2011)



植物検疫措置の選択肢（9 / 9）

表9：蒸熱処理（VHT）の選択肢

措置番号 (対象有害動植物)	種類	処理内容	最低暴露 時間（分）	参考文献
VHT 1 (ミカンコミバエ 等)	<i>C. maxima</i>	47 °C以上（湿度90%以上） 46.5 °C以上（湿度90%以上）	20 40	APQA (2024b)